

令和6年度DX等に係る企業実態調査業務仕様書

1 業務名

令和6年度DX等に係る企業実態調査業務（以下「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結の日から令和6年12月31日とする。

3 業務目的

本県では、DXの必要性に対する理解は進みつつあるが、実際にはDXに取り組めていない民間事業者がまだ多いのが現状であり、民間事業者がこれまで以上に自立的・持続的にDXに推進する「全県的な取組」へと加速するために、令和4年11月に「広島県DX加速プラン」を策定し、様々な取組を進めている。

本業務は、こうした取組の評価や効果的な施策の検討に活用するため、県内企業のDXに対する認知や取組状況、課題について把握することを目的とする。

4 調査概要

(1) 方法

- ・企業データに基づき、無作為に抽出した広島県内の企業に対し、依頼文を郵送する。
- ・アンケートの回答は、郵送及びインターネットを活用する。Web回答フォームを利用して、パソコンやスマートフォンから入力してもらう方法で実施する。

(2) 送付件数

5,000件以上（目標回収数1,000件以上）

(3) 調査期間

令和6年8月～9月

(4) スケジュール（概要）

作業時期	作業内容
令和6年7月	調査対象・調査項目の決定
8月	回答フォームの作成、調査票の印刷・郵送
9月～	回答の回収・集計
～9月27日（金）	集計結果報告 ※中間報告
～10月11日（金）	調査結果の分析、提案 ※最終報告

5 業務内容

(1) 企業データの取得

以下のア～ウに留意し、企業データを取得すること。

ア 使用する企業データの作成元を明らかにすること。

イ 以下の項目を含む企業データを使用すること。

エリア 広島県

種類 法人

項目 企業所在地、企業郵便番号、地区名、市町村名、企業電話番号、業種、設立年月日、従業員数、資本金、売上高、上場区分

ウ データの更新頻度が年1回以上の企業データを使用すること。

(2) 対象企業の抽出

従業員数や業種、地区を考慮して調査対象を抽出すること。その際、あらかじめ抽出の考え方を示し、県と協議の上で決定すること。

(3) 調査項目等の提案

「令和5年度DX等に係る企業実態調査（参考）」における調査項目を基本とし、以下のア～ウを把握するための調査項目及び選択肢を提案すること。

ア DXの必要性を感じていない理由

イ 目指すDXの段階

ウ その他、5（8）「調査結果の分析及び分析結果に基づく提案」を行うために効果的と考えられる調査項目や、既存の調査項目の改善点など

※15問程度を想定

(4) Web 回答フォームの作成

Web 回答フォームを作成すること。

(5) 調査票の印刷及び郵送

確定した調査票を印刷し、返信用封筒と併せて封入した上で、調査対象者に送付すること。必要な印刷物（封筒含む）は受託者が用意し、回収に係る経費は受託者の負担とする。

ア 郵送用封筒

・「広島県内企業のデジタル技術活用等に関するアンケート調査へのご協力のお願い」と表示すること。

・送付元として「広島県」及び県の県章を表示すること。

イ その他

・調査開始日に調査票が送付先に到達するよう発送すること。

・作成した封筒は、印刷前に校正データ等によりあらかじめ県の同意を得ること。

(6) 調査票の回収

目標回収数1,000件以上の達成に向けて、調査票の形式等の工夫や郵送後のフォローアップなど、必要な取組を行うこと。

(7) データ入力及び集計

回収した回答のデータ入力及び単純集計を行い、中間報告として提出すること。

(8) 調査結果の分析及び分析結果に基づく提案

・従業員数や業種でのクロス集計など、必要な集計を行うこと。

・既存の調査によるデータ等を活用して、他自治体における状況等との比較分析を行うこと。

・集計結果等を基に、今後の施策を検討するうえで、解決すべき課題を整理すること。

・「広島県DX加速プラン」に掲げる指標の達成（デジタル技術の活用を含めたビジネス変革に取り組んでいる民間事業者等の割合：50.0%（令和7年度））に向けて、集計結果等から導き出された課題に対して、今後、どのような取組を行うべきか提案すること。

（例）DXの第1段階に位置している従業員数10人以下の企業に対する取組など

・最終報告として、分析及び提案に係る報告書を提出すること。

・分析及び提案に活用したデータや考え方を示すこと。

6 成果物の提出

受託者は、次に掲げる成果物を電子データで提出すること。また、Word や Excel 等の加工可能な形式で提出すること。

業務	成果物	納期
調査	5（1）で取得した企業データ一式 ※送付した企業がわかるようにすること。 ※回答との紐づけができるようにすること。	令和6年9月27日（金）まで ※中間報告
集計	単純集計表	
	B I ツール（T a b l e a u）に 入力可能なデータ ※県においてデータ加工が不要な形式で提出すること。 ローデータ ※上記B I ツール用データと同様の場合は不要とする。	
分析 ・ 提案	・作成した集計表 ・分析報告書（任意様式） ・提案書（任意様式） その他、作成した資料一式	令和6年10月11日（金）まで ※最終報告

7 成果の帰属等

（1）成果の帰属

本業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。

受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

（2）秘密の保持

受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

受託者は、本業務で知り得た県、参加者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

8 契約に関する条件等

個人情報取扱特記事項に記載するほか、次の内容を遵守すること。

（1）業務の履行

受託者は、県と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施すること。また、疑義や事故等が発生した場合は速やかに報告・協議して適切な対応をとること。

なお、本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。

（2）再委託

受託者は、本委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。